

(1) 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則（案）

平成22年4月1日

全部改正

国立大学法人山形大学通則(平成16年4月1日制定)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 国立大学法人山形大学の組織

第1節 役員及び職員(第5条—第12条)

第2節 役員会(第13条)

第3節 学長選考・監察会議(第14条)

第4節 経営協議会(第15条)

第5節 教育研究評議会(第16条)

第6節 顧問(第17条)

第7節 副学長(第17条の2)

第8節 役員等補佐体制(第18条—第19条)

第9節 戦略本部(第19条の2)

第10節 全学的事項に係る委員会(第20条)

第11節 職員組織(第21条・第22条)

第3章 山形大学の組織

第1節 学部等(第23条・第24条)

第2節 大学院(第25条・第26条)

第3節 別科(第27条)

第4節 附属学校(第28条)

第5節 機構等(第29条・第29条の2)

第6節 医学部附属病院(第31条)

第7節 図書館(第32条)

第8節 教育研究推進組織(第33条)

第9節 その他の教育研究組織(第34条・第35条)

第4章 業務執行組織

第1節 国立大学法人山形大学の業務執行組織(第36条—第38条)

第2節 山形大学の業務執行組織(第39条—第41条)

第3節 その他(第42条)

第5章 雑則(第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学教法」という。)の定めるところにより設立される国立大学法人山形大学(以下「本法人」という。)及び山形大学(以下「本学」という。)の基本組織について必要な事項を定めるものとする。

(法人の目的)

第2条 本法人は、本学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本法人は、主たる事務所を山形県山形市小白川町一丁目4番12号に置く。

(業務)

第4条 本法人は、次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本法人から委託を受けて、本法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第24条の4に規定する知的基盤をいう。以下この号において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。
- (7) 本学における研究の成果を活用する事業であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号。以下「施行令」という。)で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- (8) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって施行令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (9) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 本法人は、前項第6号から同項第8号までに掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第2章 国立大学法人山形大学の組織

第1節 役員及び職員

(役員)

第5条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 学長

(2) 理事 5人(ただし、1人以上の非常勤の理事(任命の際現に本法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。))に限る。)を置く場合は、6人)

(3) 監事 2人(うち少なくとも1人は常勤とする。)

(学長)

第6条 学長は、学教法第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 法人法第12条に基づく学長の任命は、第14条に規定する学長選考・監察会議の選考による本法人の申出に基づき、文部科学大臣が行う。

3 学長の任期は6年とし、再任されることができない。

4 法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づく学長の解任は、学長選考・監察会議の申出により文部科学大臣が行う。

5 学長の選考及び解任の手續に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(理事の職務)

第7条 理事は、学長の命じるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。

2 あらかじめ学長の指名した理事は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事が欠員になったときの当該理事の担当業務については、後任の理事が就任するまでの間、学長の命じるところにより他の理事が行う。

4 理事(非常勤の理事を除く。)は、本学の副学長となり、第17条の2第2項に規定する職務を行う。この場合において、「理事・副学長」と称するものとする。ただし、職務内容に応じて、「理事」又は「副学長」のいずれかを称することができる。

(理事の任命)

第8条 理事は、学長が任命する。

2 学長は、理事を任命するに当たっては、学外者が2人(学外者が学長に任命されている場合は1人)以上含まれるようにしなければならない。

3 学長は、第1項の規定により理事を任命したときは、第13条に規定する役員会、第15条に規定する経営協議会及び第16条に規定する教育研究評議会に報告するものとする。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、2年とする。ただし、当該理事を任命した学長の任期を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、理事が欠けた場合における補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事は、再任されることができる。

4 理事は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでの間、なおその職務を行う。

(理事の解任)

第10条 学長は、国立大学法人法第17条第1項の規定に基づき理事を解任したときは、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

2 学長は、法人法第17条第2項又は第3項の規定に基づき、理事を解任することができる。この場合において、学長は、役員会(解任対象の理事を除く。)の議を経るものとする。

3 学長は、前項の規定に基づき理事を解任したときは、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(監事)

第11条 監事は、本法人の業務を監査するとともに、法人法に規定する職務を行う。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長(当該役員が学長である場合にあっては、学長及び第14条第1項に規定する学長選考・監察会議)に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

4 監事の監査に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第12条 本法人に、次の職員を置く。

- (1) 教員
- (2) 事務職員
- (3) 専門職員
- (4) 医療職員

2 職員は、学長が任命する。

3 職員の採用その他就業に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 役員会

(役員会)

第13条 本法人に、本法人に関する重要事項を審議する機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 学長選考・監察会議

(学長選考・監察会議)

第14条 本法人に、学長候補者の選考、学長の解任の審査等を所掌する機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 経営協議会

(経営協議会)

第15条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 教育研究評議会

(教育研究評議会)

第16条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 顧問

(顧問)

第17条 本法人に、本法人の経営及び本学の教育研究に関する業務について助言等を受けるため、顧問を置くことができる。

2 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 副学長

(副学長)

第17条の2 本法人に、全学的な立場から学長の職務を補佐するため、第7条第4項に規定する理事・副学長とは別に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学教法第92条第4項に規定する職務を行う。

3 副学長は、職員の中から学長が任命する。この場合において、学長は、第13条に規定する役員会、第15条に規定する経営協議会及び第16条に規定する教育研究評議会に報告するものとする。

4 副学長の任期及び解任は、第9条及び第10条の理事に係る規定を準用する。

5 その他副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 役員等補佐体制

(学長特別補佐)

第18条 本法人に、学長の職務を補佐するため、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第18条の2 本法人に、特定の事項について学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(理事等特別補佐)

第19条 本法人に、理事又は副学長の職務を補佐するため、理事特別補佐又は副学長特別補佐を置くことができる。

2 理事特別補佐及び副学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 戦略本部

(戦略本部)

第19条の2 本法人に、本法人の喫緊の課題や戦略的重要事項について迅速かつ効率的に処理するため、戦略本部を置く。

2 戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 全学的事項に係る委員会

(委員会)

第20条 本法人に、全学的事項を検討する機関(経営協議会及び教育研究評議会を除く。)として、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 職員組織

(学術研究院)

第21条 本法人に、本学の教育研究に関する業務を行う教員組織として、学術研究院を置く。

2 学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第22条 本法人に、本法人の経営又は本学の教育研究に関する業務のうち事務を遂行する組織として、事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 山形大学の組織

第1節 学部等

(学部、学科及び学環)

第23条 本学に、別表第1のとおり学部及び学科並びに大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として学環を置く。

2 学部及び学環(以下「学部等」という。)における教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第24条 学部等に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 大学院

(大学院)

第25条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、別表第2のとおり研究科、専攻及び課程を置く。

3 大学院における教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第26条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 別科

(別科)

第27条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 養護教諭特別別科に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 附属学校

(附属学校)

第28条 本学に、次の附属学校を置く。

- (1) 附属幼稚園
- (2) 附属小学校
- (3) 附属中学校
- (4) 附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 機構等

(機構)

第29条 本学に次の機構を置く。

- (1) 教育推進機構
- (2) 総合学生支援機構
- (3) 科学技術・イノベーション機構
- (4) 学術基盤機構

2 教育推進機構に、次の組織を置く。

- (1) 学士課程基盤教育部門
- (2) 大学院基盤教育部門
- (3) 教育企画・教学マネジメント部門

3 総合学生支援機構に、次の組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 障がい学生支援センター
- (3) キャリアサポートセンター

4 科学技術・イノベーション機構に、次の組織を置く。

- (1) 研究戦略企画本部
- (2) 科学技術研究本部
- (3) イノベーション事業本部
- (4) 研究推進統括本部

5 学術基盤機構に、次の組織を置く。

- (1) 中央図書館
- (2) 附属博物館

(3) 情報ネットワークセンター

6 機構及び機構に置く組織に関し必要な事項は、別に定める。

(学士課程基盤教育院)

第29条の2 本学に学士課程基盤教育院を置く。

2 学士課程基盤教育院に関し必要な事項は、別に定める。

第30条 削除

第6節 医学部附属病院

(医学部附属病院)

第31条 医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 図書館

(図書館)

第32条 本学に次の図書館を置き、4館を総称して「附属図書館」という。

(1) 第29条第5項第1号に規定する中央図書館

(2) 医学部図書館

(3) 工学部図書館

(4) 農学部図書館

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 教育研究推進組織

(教育研究推進組織)

第33条 本学に、特定の教育研究又は事業を推進するため、研究所、推進本部、推進室等の名称を付して次の組織を置き、これらを総称して「教育研究推進組織」という。

(1) エクステンションサービス推進本部

(2) ナスカ研究所

(3) Well—Being研究所

(4) 有機エレクトロニクス研究センター

(5) 有機材料システムフロンティアセンター

(6) グリーンマテリアル成形加工研究センター

(7) アグリフードシステム先端研究センター

(8) 有機エレクトロニクスイノベーションセンター

(9) 有機材料システム事業創出センター

(10) アントレプレナーシップ教育研究センター

(11) データサイエンス教育研究推進本部

(12) 地域共創STEAM教育推進センター

- 2 学長は、教育研究推進組織を設置又は改廃しようとするときは、役員会及び教育研究評議会から意見を聴いた上で、決定する。
- 3 当該教育研究推進組織に関する業務は、学長又は学長から指名された副学長が統括する。
- 4 教育研究推進組織に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 その他の教育研究組織

(教育研究支援施設)

第34条 本学に、教育研究支援施設を置くことができる。

- 2 教育研究支援施設に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び共同研究講座)

第35条 本学に、寄附講座又は共同研究講座を設けることができる。

- 2 寄附講座及び共同研究講座に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 業務執行組織

第1節 国立大学法人山形大学の業務執行組織

(法人本部)

第36条 本法人に、経営に関する業務を円滑に執行するため、法人本部を置く。

- 2 法人本部は、学長、理事及びその直接指揮下にある事務組織で組織する。
- 3 法人本部は、学長又は担当の理事が決定した事項に係る業務を、次条に規定する法人部局と連携して執行する。

(法人部局)

第37条 本法人に、経営に関する業務を円滑に執行するため、法人部局を置く。

- 2 法人部局は、次のとおりとする。

- (1) 小白川キャンパス
- (2) 飯田キャンパス
- (3) 米沢キャンパス
- (4) 鶴岡キャンパス
- (5) 附属学校運営部
- (6) 医学部附属病院

- 3 法人部局は、次条に規定する法人部局長及びその直接指揮下にある事務組織で組織する。

- 4 法人部局は、学長又は担当の理事が認めた範囲内で、当該部局長が決定した事項に係る業務を、法人本部と連携して執行する。

(法人部局長)

第38条 法人部局に、当該部局の運営責任者として、前条第2項各号に対応し、次のとおり法人部局長を置く。

- (1) 小白川キャンパス長

- (2) 飯田キャンパス長
- (3) 米沢キャンパス長
- (4) 鶴岡キャンパス長
- (5) 附属学校運営部長
- (6) 医学部附属病院長

- 2 法人部局長は、各地区に所在する教育研究組織その他の組織に係る予算の執行及び決算並びに施設・設備等の管理に関する業務をつかさどる。
- 3 法人部局長は、本法人の職員をもって充てる。
- 4 法人部局長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 山形大学の業務執行組織

(大学本部)

第39条 本学に、教育研究に関する業務を円滑に執行するため、大学本部を置く。

- 2 大学本部は、学長、副学長及びその直接指揮下にある事務組織で組織する。
- 3 大学本部は、学長又は副学長が決定した事項に係る業務を、次条に規定する大学部局と連携して執行する。

(大学部局)

第40条 本学に、教育研究に関する業務を円滑に執行するため、大学部局を置く。

- 2 大学部局は、次のとおりとする。
 - (1) 各学部等
 - (2) 大学院各研究科
- 3 大学部局は、次条に規定する大学部局長及びその直接指揮下にある事務組織で組織する。
- 4 大学部局は、学長又は担当の副学長が認めた範囲内で、当該部局長が決定した事項に係る業務を、大学本部と連携して執行する。

(大学部局長)

第41条 大学部局に、当該部局の運営責任者として、前条第2項各号に対応し、次のとおり大学部局長を置く。

- (1) 各学部等の長
- (2) 各研究科長
- 2 大学部局長は、当該部局の教育研究に関する業務をつかさどる。
- 3 大学部局長は、教員をもって充てる。
- 4 大学部局長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 その他

(その他)

第42条 第36条から前条までに定めるもののほか、本法人の経営及び本学の教育研究に関する業務の執

行に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(その他)

第43条 関係法令及びこの規則に定めるもののほか、本法人及び本学の組織に関し重要な事項は、学長が関係する会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月27日規則第2号)

- 1 この規則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月18日から適用する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される学長の任期は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。ただし、この規則施行の際、現に学長である者が任命される場合は、同項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(平成24年4月1日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月12日)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月1日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月1日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第6項及び第7項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附 則(平成27年3月13日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月24日)

この規則は、平成27年9月24日から施行する。

附 則(平成28年1月25日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月23日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月18日)

この規則は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年11月20日)

この規則は、平成29年11月20日から施行する。

附 則(平成29年11月20日)

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月20日)

この規則は、平成30年6月20日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則(平成30年10月12日)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(平成30年12月17日)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成30年12月17日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月2日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月11日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月15日)

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和2年12月16日)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和2年12月16日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 社会文化システム研究科修士課程(文化システム専攻，社会システム専攻)，地域教育文化研究科修士課程(臨床心理学専攻，文化創造専攻)，理工学研究科博士前期課程(物質化学工学専攻，バイオ化学工学専攻，応用生命システム工学専攻，情報科学専攻，電気電子工学専攻，ものづくり技術経営学

専攻)及び農学研究科修士課程(生物生産学専攻, 生物資源学専攻, 生物環境学専攻)は, 改正後の別表第2の規定にかかわらず, 令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間, 存続するものとする。

附 則(令和2年12月23日)

この規則は, 令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日)

この規則は, 令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月29日)

この規則は, 令和3年9月29日から施行する。

附 則(令和3年12月1日)

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月16日)

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月16日)

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日)

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月15日)

この規則は, 令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和4年9月28日)

この規則は, 令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日)

1 この規則は, 令和5年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士後期課程(物質化学工学専攻, バイオ工学専攻, 電子情報工学専攻, 機械システム工学専攻, ものづくり技術経営学専攻)は, 改正後の別表第2の規定にかかわらず, 令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間, 存続するものとする。

附 則(令和5年3月22日)

この規則は, 令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は, 令和7年4月1日から施行する。

別表第1 学部及び学科(第23条第1項関係)

学部	学科
人文社会科学部	人文社会科学科
地域教育文化学部	地域教育文化学科

理学部	理学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	高分子・有機材料工学科
	化学・バイオ工学科
	情報・エレクトロニクス学科
	機械システム工学科
	建築・デザイン学科
	システム創成工学科
農学部	食料生命環境学科
社会共創デジタル学環	

別表第2 研究科，専攻及び課程(第25条第2項関係)

研究科	専攻	課程
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	修士課程
医学系研究科	医学専攻	博士課程
	看護学専攻	博士前期課程
	先進的医科学専攻	博士後期課程
理工学研究科	理学専攻	博士前期課程
	化学・バイオ工学専攻	
	情報・エレクトロニクス専攻	
	建築・デザイン・マネジメント専攻	
	機械システム工学専攻	
	地球共生圏科学専攻	博士後期課程
	先進工学専攻	
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士前期課程
		博士後期課程
農学研究科	農学専攻	修士課程
教育実践研究科	教職実践専攻	専門職学位課程

備考 博士課程(医学系研究科医学専攻を除く。)は，これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

（２）国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則の変更事項

1 変更の事由

山形大学に，社会共創デジタル学環を設置することとするため。

2 変更の概要

山形大学に，社会共創デジタル学環を設置する。

(3) 国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則(案) 新旧対照表

現行	改正後(案)
(省 略)	(省 略)
目次	目次
(省 略)	(省 略)
第3章 山形大学の組織 第1節 学部(第23条・第24条)	第3章 山形大学の組織 第1節 学部等(第23条・第24条)
(省 略)	(省 略)
第3章 山形大学の組織 第1節 学部 (学部及び学科)	第3章 山形大学の組織 第1節 学部等 (学部、学科及び学環)
第23条 本学に、別表第1のとおり学部及び学科を置く。	第23条 本学に、別表第1のとおり学部及び学科並びに大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として学環を置く。
2 学部における教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。 (教授会)	2 学部及び学環(以下「学部等」という。)における教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。 (教授会)
第24条 学部に、教授会を置く。	第24条 学部等に、教授会を置く。
2 (省略)	2 (省略)
(省 略)	(省 略)
(大学部局)	(大学部局)
第40条 (省略)	第40条 (省略)
2 大学部局は、次のとおりとする。	2 大学部局は、次のとおりとする。
(1) 各学部	(1) 各学部等
(2) 大学院各研究科	(2) 大学院各研究科
3・4 (省略)	3・4 (省略)
(大学部局長)	(大学部局長)
第41条 大学部局に、当該部局の運営責任者として、前条第2項各号に対応し、次のとおり大学部局長を置く。	第41条 大学部局に、当該部局の運営責任者として、前条第2項各号に対応し、次のとおり大学部局長を置く。
(1) 各学部長	(1) 各学部等の長
(2) 各研究科長	(2) 各研究科長
2～4 (省略)	2～4 (省略)
(省 略)	(省 略)
	附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 学部及び学科(第23条第1項関係)

学部	学科
人文社会科学部	人文社会科学科
地域教育文化学部	地域教育文化学科
理学部	理学科
医学部	医学科 看護学科
工学部	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科 情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科
農学部	食料生命環境学科
(新設)	

備考 (省略)

別表第1 学部及び学科並びに学環(第23条第1項関係)

学部等	学科
人文社会科学部	人文社会科学科
地域教育文化学部	地域教育文化学科
理学部	理学科
医学部	医学科 看護学科
工学部	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科 情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科
農学部	食料生命環境学科
社会共創デジタル学環	

備考 (省略)

(4) 山形大学学部規則(案)

昭和24年7月1日

目次

- 第1章 総則(第1条・第1条の2)
- 第2章 修業年限(第2条・第3条)
- 第3章 学年、学期及び休業日(第4条—第7条)
- 第4章 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍(第8条—第25条)
- 第5章 教育課程及び履修方法(第26条—第36条)
- 第6章 教育職員免許(第37条)
- 第7章 卒業及び学位(第38条・第39条)
- 第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生(第40条—第43条)
- 第9章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第44条—第60条)
- 第10章 学生寮及び国際交流会館(第61条)
- 第11章 公開講座等(第62条)
- 第12章 現職教育(第63条)
- 第13章 賞罰(第64条・第65条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第23条第2項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)の学部及び学環(以下「学部等」という。)における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

2 各学部等の目的、学科、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部等	目的	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人文社会科学部	人文科学と社会科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探究力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持	人文社会科学科 計	290 290 (10)	20 20	1,200 1,200 (40)

	ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる人文科学及び社会科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。				
地域教育文化学部	地域における教育及び健康文化・芸術文化を構成する諸科学の教育・研究を通じて幅広い視野と探求力を教授して、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、地域課題の解決に独創性と柔軟性を発揮して取り組み、地域社会の自律的な発展に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。	地域教育文化学科 児童教育コース 文化創生コース 計	80 95 175 (10)		320 380 700 (40)
理学部	自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	理学科 計	210 210 (10)		840 840 (40)
医学部	生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究、医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき	医学科 看護学科 計	105 60 165	5 5	630 250 880

	倫理観，責任感，使命感を持って対応できる医療人の育成を目的とする。				
工学部	自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし，人類の幸福のため広い視野と健全な価値観，深い専門知識を持ち，忍耐強く実践する力，創造力，自主的行動力，コミュニケーション力を有する技術者の育成を目的とする。	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科 情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科 計	140 140 150 140 30 50 650		560 560 600 560 120 200 2,600
農学部	農学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し，豊かな人間性に基づいて責任感と倫理観を持ち，社会の要請に対し，独創性と柔軟性をもって対応できる農学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	食料生命環境学科 計	165 165		660 660
社会共創デジタル学環	地域課題を俯瞰的に思考するための文理を横断した学際的な専門知識と論理的思考力，地域の特性やニーズを捉えるデジタル利活用力，及びビジネス・アントレプレナーシップの視点で多様な人々と協働できるマネジメント力を用いて，地域課題の解決に貢献できる実践的能力を身に付けた人材を育成することを目的とする。		30		120

合計	1,655	25	6,880
----	-------	----	-------

備考

- 1 工学部システム創成工学科は、主として夜間に授業を行う。
- 2 社会共創デジタル学環は、人文社会科学部、地域教育文化学部及び理学部との連携及び協力によって教育を実施する。
- 3 社会共創デジタル学環の入学定員及び収容定員は、人文社会科学部、地域教育文化学部及び理学部の入学定員及び収容定員の内数である。
- 4 括弧書きの数字は、社会共創デジタル学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

第2章 修業年限

(修業年限)

第2条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

(在学期間)

第2条の2 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を各学部等において定めることができる。
- 3 編入学、転入学、再入学又は転学部等若しくは転学科を許可された者は、第17条に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。

(修業年限の通算)

第3条 第40条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学した場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部等の長は、修得単位数等に応じ、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該学部等の修業年限の2分の1を超えないものとする。

- 2 前項に規定する修業年限の通算は、第36条の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数、単位の修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案して行う。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する前期の終期及び後期の始期は、学部等の事情により当該学部等ごとに変更することがある。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 開学記念日(10月15日)
- (5) 春季休業(2月20日から入学式の日まで)
- (6) 夏季休業(8月1日から9月30日まで)
- (7) 冬季休業(12月25日から翌年1月10日まで)

(臨時の休業日)

第7条 臨時の休業日は、学長がその都度定める。ただし、3日以内の臨時休業については、学長の承認を得て、学部等の長が定めることができる。

2 学長は、学部等の事情により春季休業、夏季休業、冬季休業の日数を変更することがある。

第4章 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(入学等)

第8条 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学(第20条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。)及び退学は、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が許可する。

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 第4条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試

験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に2年以上在学した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものであって、本学において、数学又は物理学の分野における特に優れた資質を有し、かつ、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者選抜)

第11条 入学志願者については、選抜を行う。

2 入学者の選抜については、別に定めるところによる。

(編入学)

第12条 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 他の大学に在学した者

(3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(4) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者

(5) 学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者で、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者

(6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項第3号に該当する者のうち、短期大学を卒業した者、若しくは前項第4号に該当する者は、当該学部等の修業年限から、卒業(修了)した短期大学等の修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。

3 第1項第3号に該当する者のうち、高等専門学校を卒業した者は、当該学部等の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。

4 第1項第5号に該当する者は、当該学部等の修業年限から、修了した専修学校の専門課程又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。ただし、在学すべき期間は、1年を下ってはならない。

5 第1項に該当する者のうち、現に在学中の者は、当該大学の学長の承認書を添えて願い出なければな

らない。

(転入学)

第13条 他の大学に在学中の者、若しくは我が国において外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学中の者で、転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項に該当する者は、現に所属する大学の学長の承認書を添えて願出なければならない。

(再入学)

第14条 本学を退学した者で、同じ学部等に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

(転学部)

第15条 他の学部転学部を志望する者があるときは、学期の始めに限り、所属学部及び志望学部の議を経て、許可することがある。

2 前項により、転学部を志望する者は、現に所属する学部が必要書類を添えて願出なければならない。

(転学科)

第16条 転学科を志望する者は、学期の始めに限り許可することがある。

(編入学等における在学期間等)

第17条 編入学、転入学、再入学又は転学部等若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間、修得科目及び修得単位数は、当該学部等の長の認定による。

(転学)

第18条 他の大学に入学又は転学しようとする者は、その理由書を添えて願出なければならない。

(留学)

第19条 本学と協定を締結している外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願出なければならない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

3 第1項に規定する外国の大学若しくは短期大学又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第20条 病気その他の理由で2か月以上修学できない場合は、願出により休学することができる。

(休学の通告)

第21条 病気のため、修学が不相当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第22条 休学期間は、1か年以内とする。ただし、特別の理由により、引き続き休学する場合は、改め

て願い出なければならない。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、医学部医学科の学生が、在学中に、連携する他大学大学院医学系研究科に入学する場合は、願い出により、4年を超えない範囲内で、更に延長を許可することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、風水害等の災害によって修学が困難と認めた者に対しては、1年を超えない範囲で学長が休学を許可することができる。ただし、この休学期間については、前項の休学期間に算入しないものとする。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了した場合には、復学しなければならない。ただし、第21条の規定により休学を命じられていた者が復学する場合には、願い出なければならない。

- 2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、願い出により復学することができる。

(退学)

第24条 退学しようとするときは、その理由書を添えて願い出なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、学部等の長の意見を聞いて学長が除籍する。

- (1) 第2条の2に規定する在学期間を超えた者
- (2) 成業の見込みがない者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第26条 教育課程は、本学、学部等及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目は、基盤共通教育に関する科目(以下「基盤共通教育科目」という。)及び専門教育に関する科目(以下「専門教育科目」という。)に区分する。
- 3 基盤共通教育については、学問の実践に必要な基本的能力と健全な批判精神に裏打ちされた幅広い知識とを身につけさせ、大学での学習及び生涯にわたる学習への基盤となる力を養うことによって、

社会に参画し運営していく良識ある市民としての力を育むことを目的とし、科目の区分は、次のとおりとする。

導入科目

基幹科目

教養科目

共通科目

探求科目

補習科目

4 基盤共通教育科目の授業は、全学で行う。

5 専門教育科目の授業は、各学部等が行う。

(授業科目及び単位数)

第28条 基盤共通教育科目の授業科目及び単位数は、山形大学基盤共通教育履修規程(以下「基盤共通教育履修規程」という。)の定めるところによる。

2 専門教育科目の授業科目及び単位数は、各学部等の定めるところによる。

(授業)

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(多様なメディアによる授業)

第30条 前条の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前条の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 前2項の授業の方法により修得し、各学部等で定める卒業の要件の単位数に含めることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位数の計算方法)

第31条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修

の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 基盤共通教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は、第1項の規定に基づき、基盤共通教育履修規程の定めるところによる。

4 専門教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は、第1項及び第2項の規定に基づき、各学部等の定めるところによる。

(基盤共通教育科目の履修方法)

第32条 基盤共通教育科目の履修方法は、別に定める。

(専門教育科目の履修方法)

第33条 専門教育科目の履修方法は、別に定める。

(成績の評価)

第34条 一の授業科目を履修し、成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の成績の評価は、試験、報告書、論文、平常の成績等によって行う。

3 各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価点、成績区分及び評価基準をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。

評価点	成績区分	評価基準
100～90点	S	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
89～80点	A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている。
79～70点	B	到達目標を達成している。
69～60点	C	到達目標を最低限達成している。
59～0点	F	到達目標を達成していない。

(他大学等における修得単位の認定)

第35条 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第19条に規定する留学の場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の学修成果の認定)

第36条 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前条及び前2項の規定により修得したものとみなし、又は授与することができる単位数は、第17条に規定する編入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについて合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 教育職員免許

(教育職員免許)

第37条 教育職員の免許状を受けようとするときは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部学科において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第7章 卒業及び学位

(卒業)

第38条 第2条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、当該学部等教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

(学位)

第39条 前条の認定を得た者に対して学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第41条 本学において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 本学と協定を締結している他大学等又は外国の大学若しくは短期大学の学生で、本学の特定の

授業科目を履修しようとする者があるときは、当該学部等教授会等の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、本学の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

3 第1項に規定する外国の大学若しくは短期大学との交流協定に基づく留学生受入れに関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第44条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(検定料の納付)

第45条 入学者選抜試験又は入学者選考を受けようとする者は、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第45条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第46条 入学者選抜試験又は入学者選考に合格した者は、入学手続期間中に入学料を納付しなければならない。

2 入学料を入学手続期間中に納付しない者は、入学を許可しない。ただし、入学手続期間中に次条の規定による入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、この限りでない。

(入学料の免除)

第47条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除することがある。

2 入学料の納付が困難な者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難な者に対しては、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することがある。

(授業料の納付)

第48条 授業料は、年額を前期、後期に等分に分け、次の各号に掲げる方法の中からひとつを選択し納付しなければならない。ただし、科目等履修生、研究生及び特別聴講学生については、第1号によるものとする。

(1) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ前期にあつては4月1日から同月30日までに、後期にあつては10月1日から同月31日までに一括して納付する。この場合において、申出により、前

期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(2) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ5分の1に分割した額を、前期にあつては4月から8月までの毎月末日までに、後期にあつては10月から2月までの毎月末日までに納付する。

(3) 前期及び後期に係る授業料について、それぞれ2分の1に分割し、更に5分の1に分割した額を、前期にあつては4月から8月までの毎月末日までに、後期にあつては10月から2月までの毎月末日までに納付する。残る2分の1の額については、前期にあつては8月末日までに、後期にあつては1月末日までに加算して納付する。

2 前項第1号により授業料を納付しようとする者のうち、納付期限までに授業料の納付が困難な者に対しては、別に定めるところにより、延納を許可することがある。

3 研究生が在学期間を延長したときは、その延長した在学予定期間に応じてその期間分に相当する額を、当該期間における当初の月の末日までに、納付しなければならない。

(編入学等の授業料)

第49条 編入学、転入学又は再入学した者の授業料の額は、入学したその年次の在学者と同額とする。

(退学等の場合の授業料)

第50条 退学又は除籍の場合は、退学又は除籍の日の属する学期の授業料を納付しなければならない。

2 留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は、納付しなければならない。

(授業料の免除)

第51条 経済的理由で、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀な者及び風水害等の災害によって授業料の納付が困難な者並びに休学、退学又は除籍等の特別な理由があるときは、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(延納及び免除の申請)

第52条 第48条第2項及び前条の規定により、授業料の延納の許可又は免除を受けようとする者は、願書に所定の書類を添えて、指定の日までに願出しなければならない。

(延納の期間)

第53条 第48条第2項に基づく延納の期間は、納付期限から2か月以内とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、当該納付期限を当該年度の3月31日まで更新することができる。

(復学した場合の授業料)

第54条 復学した場合の授業料は、復学の当月から次学期の前月までの分を、1か月につき年額の12分の1の額の割で、復学の際納付しなければならない。

(協定による科目等履修生等の検定料等)

第55条 第45条、第46条第1項及び第48条第1項の規定にかかわらず、科目等履修生及び研究生については検定料、入学料及び授業料を、特別聴講学生については授業料を、協定の定めるところにより、徴収しないことができる。

第56条 削除

(寄宿料の納付)

第57条 入寮者は、寄宿料を納付しなければならない。

(納付期限)

第58条 寄宿料は、毎月15日(当日が休業日の場合は、当日又は当日に引き続く休業日の翌日)までに管理運営責任者が指定する窓口に納付しなければならない。ただし、春季休業期間の3月分並びに夏季休業期間の8月分及び9月分の寄宿料は、それぞれの休業期間前までに納付しなければならない。

2 入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、1か月分の寄宿料を納付しなければならない。

3 寄宿料は、納付者の申出により2か月以上1か年分までを、前納することができる。

(寄宿料の免除)

第59条 風水害等の災害その他やむを得ない事情により、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

(授業料等の返付)

第60条 納付済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定めるところにより返付することがある。

第10章 学生寮及び国際交流会館

(学生寮及び国際交流会館)

第61条 本学に、学生寮及び国際交流会館を設ける。

2 学生寮及び国際交流会館に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座等

(公開講座等)

第62条 本学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し生涯学習の機会を提供するため、公開講座等を開設することがある。

2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 現職教育

(現職教育)

第63条 本学は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の現職教育を行うことがある。

2 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育職員の現職教育に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第64条 学生として表彰に価する行為があったときは、学長が表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第65条 本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学部等教授会の意見を聴いた上で、学長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

附 則

この学則は、昭和24年7月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和26年5月15日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和28年3月18日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和29年1月21日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和30年10月4日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和42年6月1日から施行する。
- 2 文理学部は、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和42年3月31日に当該学部在学する者が、当該学部在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学部学生教育課程、履修方法及び卒業等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の検定料の額は、昭和42年度以後に入学する者から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和42年6月12日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和42年9月20日から施行し、昭和42年6月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和43年3月18日から施行し、昭和42年9月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和43年5月17日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和44年5月29日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和45年4月28日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和45年6月3日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和46年4月30日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和47年5月17日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 工学部繊維工学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 昭和47年4月1日前から在学する者(専攻生及び聴講生を除く。)に係る授業料の額は、学則第55条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 昭和47年度において入学した者並びに昭和47年4月1日前から在学する専攻生及び聴講生に係る授業料の額は、学則第55条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とする。

区分	学部学生	専攻生	聴講生
前期	6,000円	800円	400円
後期	18,000円	2,400円	1,200円

- 5 昭和47年度において入学した者の月割分納の分納額は、学則第63条第1項の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、前項に規定する当該前期又は後期における授業料の額の6分の1の額とする。
- 6 昭和47年度において入学した者が復学した場合の授業料の額は、学則第64条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、1か月につき第4項に規定する当該前期又は後期における授業料の額の6分の1の額とする。
- 7 昭和47年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、学則第55条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和47年度の入学又は編入学に係る検定料の額は、学則第55条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和48年6月26日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和48年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年11月22日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年6月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年11月21日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月26日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年度の入学、編入学、転入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の山形大学学則第55条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和50年6月13日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月22日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者(専攻生、聴講生及び特別聴講学生を除く。)に係る授業料の額は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第55条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 昭和51年度において入学した者並びに昭和51年3月31日以後引き続き在学している専攻生、聴講生及び特別聴講学生に係る授業料の額は、学則第55条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、次の表に定める前期又は後期の額を合わせた額とする。

区分	学部学生	専攻生	聴講生	特別聴講学生
前期	18,000円	月額 2,400円	1単位 1,200円	1単位 1,200円
後期	48,000円	月額 6,000円	1単位 3,000円	1単位 3,000円

- 4 昭和51年度において入学した者の月割分納の分納額は、学則第63条第1項の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、前項に規定する当該前期又は後期における授業料の額の6分の1の額とする。
- 5 昭和51年度において入学した者が復学した場合の授業料の額は、学則第64条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、1か月につき第3項に規定する当該前期又は後期における授業料の額の6分の1の額とする。

附 則

この学則は、昭和51年5月12日から施行し、昭和51年5月10日から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年3月14日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月16日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月25日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 学則第24条の規定にかかわらず、人文学部文学科及び理学部地球科学科の年度別の総定員は、次の表のとおり読み替えるものとする。

学部	学科・課程	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度
人文学部	文学科	270	280	290
理学部	地球科学科	30	60	90

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月21日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 学則第24条の規定にかかわらず、人文学部経済学科及び医学部医学科の年度別の総定員は、次の表のとおり読み替えるものとする。

学部	学科・課程	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
人文学部	経済学科	420	440	460		
医学部	医学科	620	640	660	680	700

附 則

この学則は、昭和54年11月2日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年12月12日から施行する。
- 2 昭和54年度に専攻生として入学した者は、改正後の山形大学学則第52条の規定にかかわらず、専攻生として昭和55年3月31日まで在学できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月16日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 学則第24条の規定にかかわらず、人文学部の法学科及び経済学科の年度別の総定員は、次の表のとおり読み替えるものとする。

年度 学科	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度
法学科	70	140	210
経済学科	410	400	390

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年5月14日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月13日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。ただし、第24条の改正規定中3年次編入学定員に係る部分は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 工学部繊維高分子工学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、昭和58年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 学則第24条の規定にかかわらず、工学部の次の各学科の年度別の総定員は、次の表のとおり読み替えるものとする。

年度 学科	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
高分子材料工学科 Aコース	60	120	180
Bコース	10	20	33
応用化学科 Bコース	30	60	95
機械工学科 Bコース	30	60	95
電気工学科 Bコース	30	60	95

情報工学科	Aコース	40	80	120
	Bコース	20	40	65

附 則

この学則は、昭和59年4月24日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年6月14日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年10月11日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

- この学則は、昭和61年4月14日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 改正後の山形大学学則第24条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までの、人文学部、理学部及び工学部の各学科の総定員並びに本学の総定員は、次のとおりとする。

学部	学科	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	
人文学部	文学科	310	320	330	
	法学科	290	300	310	
	経済学科	370	380	390	
	計	970	1,000	1,030	
理学部	数学科	145	150	155	
	物理学科	142	144	146	
	化学科	142	144	146	
	生物学科	125	130	135	
	地球科学科	122	124	126	
	計	676	692	708	
工学部	高分子材料工学	Aコース	242	244	246
	科	Bコース	48	50	52
	応用化学科	Aコース	242	244	246
		Bコース	133	136	139
	機械工学科	Aコース	242	244	246
		Bコース	133	136	139
	電気工学科	Aコース	242	244	246
		Bコース	133	136	139
	化学工学科	Aコース	243	246	249
	精密工学科	Aコース	243	246	249
	電子工学科	Aコース	243	246	249

	高分子化学科	Aコース	243	246	249
	情報工学科	Aコース	180	200	220
		Bコース	99	108	117
	計		2,666	2,726	2,786
本学の総定員			6,932	7,038	7,144

附 則

この学則は、昭和61年10月9日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年2月21日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年5月15日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 改正後の山形大学学則第24条の規定にかかわらず、昭和62年度から平成元年度までの、農学部各学科の総定員及び本学の総定員は、次のとおりとする。

学科	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
農学科	123	126	129
林学科	100	100	100
農業工学科	120	120	120
農芸化学科	164	168	172
園芸学科	123	126	129
計	630	640	650
本学の総定員	7,048	7,164	7,280

附 則

この学則は、昭和62年11月30日から施行し、昭和62年9月14日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 山形大学授業科目及び単位数表(昭和42年10月3日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年5月11日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 改正後の山形大学学則第24条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成2年度までの人文学部及び農学部の各学科の収容定員並びに昭和63年度から平成4年度までの医学部医学科の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
人文学部	文学科	340	360	370		
	法学科	320	340	350		

	経済学科	390	400	400		
	計	1,050	1,100	1,120		
医学部	医学科	700	680	660	640	620
農学部	農学科	128	133	138		
	林学科	100	100	100		
	農業工学科	120	120	120		
	農芸化学科	169	174	179		
	園芸学科	128	133	138		
	計	645	660	675		
本学の収容定員		7,169	7,290	7,305	7,310	7,290

附 則

この学則は、平成元年2月15日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

- この学則は、平成2年5月9日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 工学部の高分子材料工学科、応用化学科、機械工学科、電気工学科、化学工学科、精密工学科、電子工学科、高分子化学科及び情報工学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 学則第24条の規定にかかわらず、平成2年度から平成4年度までの、工学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学科		平成2年度	平成3年度	平成4年度
物質工学科	Aコース	240	480	720
	Bコース	45	90	143
機械システム工学科	Aコース	125	250	375
	Bコース	33	66	104
電子情報工学科	Aコース	215	430	645
	Bコース	62	124	196
高分子材料工学科	Aコース	186	124	62
	Bコース	42	30	15
応用化学科	Aコース	186	124	62
	Bコース	109	76	38
機械工学科	Aコース	186	124	62
	Bコース	109	76	38
電気工学科	Aコース	186	124	62

	Bコース	109	76	38
化学工学科	Aコース	189	126	63
精密工学科	Aコース	189	126	63
電子工学科	Aコース	189	126	63
高分子化学科	Aコース	189	126	63
情報工学科	Aコース	180	120	60
	Bコース	97	68	34
計		2,866	2,886	2,906
本学の収容定員		7,325	7,350	7,350

- 4 平成2年3月31日に本学に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年2月13日から施行し、平成2年11月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成3年5月8日から施行し、平成3年4月1日から適用する。ただし、別表の改正規定(工学部及び農学部に係るものを除く。)は、平成2年4月1日から適用する。
- 農学部の農学科、林学科、農業工学科、農芸化学科及び園芸学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項の各学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第24条の規定にかかわらず、平成3年度から平成5年度までの、人文学部及び農学部の各学科の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成3年度	平成4年度	平成5年度
人文学部	文学科	380	380	380
	法学科	360	360	360
	経済学科	415	430	445
	計	1,155	1,170	1,185
農学部	生物生産学科	100	200	300
	生物環境学科	70	140	210
	農学科	105	70	35
	林学科	75	50	25
	農業工学科	90	60	30
	農芸化学科	135	90	45

	園芸学科	105	70	35
	計	680	680	680
本学の収容定員		7,365	7,380	7,395

附 則

この学則は、平成3年7月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成3年11月5日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年2月12日から施行し、平成3年11月14日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月10日から施行する。

附 則

- この学則は、平成4年5月13日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 教育学部の特別教科(音楽)教員養成課程は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項の課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第24条の規定にかかわらず、平成4年度から平成6年度までの人文学部、教育学部及び理学部の各学科・課程の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成4年度	平成5年度	平成6年度
人文学部	文学科	380	380	380
	法学科	380	400	420
	経済学科	430	445	460
	計	1,190	1,225	1,260
教育学部	小学校教員養成課程	690	660	630
	中学校教員養成課程	360	360	360
	養護学校教員養成課程	80	80	80
	総合教育課程	60	120	180
	特別教科(音楽)教員養成課程	90	60	30
	計	1,280	1,280	1,280
理学部	数学科	170	180	190

	物理学科	148	148	148
	化学科	148	148	148
	生物学科	140	140	140
	地球科学科	128	128	128
	計	734	744	754
本学の収容定員		7,410	7,455	7,500

附 則

この学則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年10月7日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)の規定は、平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、学部等が必要と認める場合は、学則第45条及び第49条の規定を、平成4年度以前に入学し現に在学している学生にも適用することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成5年5月12日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第24条の規定にかかわらず、平成5年度から平成7年度までの、医学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学科	平成5年度	平成6年度	平成7年度
医学科	600	600	600
看護学科	60	120	190
計	660	720	790
本学の収容定員	7,515	7,620	7,720

- 3 学則第27条の規定にかかわらず、工学部Bコースの平成4年度以前の入学者の休業日は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年5月17日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 理学部の数学科、化学科及び地球科学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第

1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 学則第24条の規定にかかわらず、平成7年度から平成9年度までの、人文学部及び理学部の各学科の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成7年度	平成8年度	平成9年度
人文学部	文学科	390		
	法学科	440		
	経済学科	460		
理学部	数理科学科	50	100	150
	物理学科	148	148	148
	物質生命化学科	47	94	141
	生物学科	140	140	140
	地球環境学科	32	64	96
	数学科	150	100	50
	化学科	111	74	37
	地球科学科	96	64	32
	計	774	784	794
本学の収容定員		7,740	7,830	7,840

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成7年度以前の入学者に係る改正後の山形大学学則第43条の2、第44条、第45条、第46条及び第47条の適用は、各学部の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、平成8年5月8日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

2 人文学部の文学科、法学科及び経済学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の各学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 学則第24条の規定にかかわらず、平成8年度から平成10年度までの、人文学部、教育学部、理学部及び工学部の各学科・課程の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成8年度	平成9年度	平成10年度
----	----	-------	-------	--------

人文学部	人間文化学科		105	210	315
	総合政策科学科		225	450	675
	(学部共通)				20
	文学科		305	210	105
	法学科		330	220	110
	経済学科		345	230	115
	計		1,310	1,320	1,340
教育学部	小学校教員養成課程		570	540	510
	中学校教員養成課程		350	340	330
	養護学校教員養成課程		80	80	80
	総合教育課程		240	240	240
	計		1,240	1,200	1,160
理学部	数理科学科		98	146	194
	物理学科		146	144	142
	物質生命化学科		92	137	182
	生物学科		138	136	134
	地球環境学科		62	92	122
	数学科		100	50	
	化学科		74	37	
	地球科学科		64	32	
	計		774	774	774
工学部	物質工学科	Aコース	955	950	945
		Bコース	196	196	196
	機械システム工学科				
		Aコース	500	500	500
		Bコース	142	142	142
	電子情報工学科				
		Aコース	885	910	935
		Bコース	268	268	268
	計		2,946	2,966	2,986
本学の収容定員			7,810	7,800	7,800

附 則

この学則は、平成8年6月12日から施行し、平成8年5月11日から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成9年5月14日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 学則第24条の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの人文学部及び工学部の各学科の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成9年度	平成10年度	平成11年度	
人文学部	人間文化学科	205	305	405	
	総合政策科学科	445	665	885	
	(学部共通)		20	40	
	文学科	210	105		
	法学科	220	110		
	経済学科	230	115		
	計	1,310	1,320	1,330	
工学部	物質工学科	Aコース	950	945	940
		Bコース	191	186	181
	機械システム工学科	Aコース	500	500	500
		Bコース	142	142	142
	電子情報工学科	Aコース	910	935	960
		Bコース	263	258	253
	計	2,956	2,966	2,976	
	本学の収容定員		7,780	7,760	7,730

附 則

この学則は、平成9年7月9日から施行する。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の山形大学学則第24条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの人文学部、理学部、工学部及び農学部各学科の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
人文学部	人間文化学科	300	395	385
	総合政策科学科	660	875	865

	(学部共通)		20	40	40
	文学部		105		
	法学科		110		
	経済学科		115		
	計		1,310	1,310	1,290
理学部	数理科学科		191	186	183
	物理学科		142	140	140
	物質生命化学科		182	180	180
	生物学科		131	126	123
	地球環境学科		122	120	120
	計		768	752	746
工学部	物質工学科	Aコース	945	940	940
		Bコース	186	181	176
	機械システム工学科	Aコース	500	500	500
		Bコース	139	136	133
	電子情報工学科	Aコース	935	960	960
		Bコース	251	239	227
	計		2,956	2,956	2,936
農学部	生物生産学科		360	320	280
	生物資源学科		55	110	165
	生物環境学科		265	250	235
	計		680	680	680
本学の収容定員			7,734	7,678	7,632

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 教育学部の小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程及び総合教育課程は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の各課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 学則第24条の規定にかかわらず、平成11年度から平成13年度までの、人文学部、教育学部及び工学

部の各学科・課程の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。

部、各学科、課程の収容定員並びに本学の収容定員は、次のとおりとする。					
学部	学科・課程	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
人文学部	人間文化学科	385	365	350	
	総合政策科学科	875	865	860	
	(学部共通)	40	40	40	
	計	1,300	1,270	1,250	
教育学部	学校教育教員養成課程	120	240	360	
	生涯教育課程	75	150	225	
	人間環境教育課程	45	90	135	
	小学校教員養成課程	360	240	120	
	中学校教員養成課程	240	160	80	
	養護学校教員養成課程	60	40	20	
	総合教育課程	180	120	60	
	計	1,080	1,040	1,000	
工学部	物質工学科	Aコース	935	930	925
		Bコース	181	176	176
	機械システム工学科	Aコース	500	500	500
		Bコース	136	133	130
	電子情報工学科	Aコース	945	930	915
		Bコース	239	227	220
	計	2,936	2,896	2,866	
	本学の収容定員		7,608	7,492	7,396

附 則

この学則は、平成11年7月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 工学部の物質工学科及び電子情報工学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項の各学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成12年3月31日に農学部 に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第49条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 学則第24条の規定にかかわらず，平成12年度から平成14年度までの，工学部及び農学部各学科の収容定員並びに本学の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
工学部	機能高分子工学	Aコース 115	230	345
	科	Bコース 10	20	33
	物質化学工学科	Aコース 115	230	345
		Bコース 30	60	95
	機械システム工	Aコース 495	490	485
	学科	Bコース 133	130	130
	電気電子工学科	Aコース 80	160	240
		Bコース 20	40	64
	情報科学科	Aコース 80	160	240
		Bコース 20	40	63
	応用生命システム工学科			
		Aコース 60	120	180
		Bコース 10	20	33
	物質工学科	Aコース 700	465	230
		Bコース 136	96	48
	電子情報工学科	Aコース 705	465	225
		Bコース 177	120	60
	計	2,886	2,846	2,816
農学部	生物生産学科	275	230	225
	生物資源学科	160	210	205
	生物環境学科	230	210	205
	計	665	650	635
本学の収容定員		7,467	7,346	7,251

附 則

この学則は，平成13年1月6日から施行する。

附 則

- この学則は，平成13年4月1日から施行する。
- 平成13年3月31日に工学部の情報科学科及び応用生命システム工学科に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は，改正後の山形大学学則第49条の3第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学則第43条の2第3項の規定にかかわらず、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年6月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年7月11日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年3月13日から施行し、平成14年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年11月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 教育学部は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 教育学部において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第63条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 学則第29条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までの、教育学部及び地域教育文化学部の各学科・課程の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度
教育学部	学校教育教員養成課程	360	240	120
	生涯教育課程	225	150	75
	人間環境教育課程	135	90	45
地域教育文化学部	地域教育学科	80	160	240

	文化創造学科	75	150	225
	生活総合学科	85	170	255

附 則

この学則は、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年3月8日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 人文学部の総合政策科学科は、改正後の山形大学学則(以下「学則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 前項の学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第63条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成18年3月31日に工学部に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、学則第63条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 学則第29条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの、人文学部の各学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人文学部	人間文化学科	355	370	385
	総合政策科学科	645	430	215

附 則

この学則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年7月27日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第29条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの、工学部の各学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成19年度	平成20年度	平成21年度
工学部	機能高分子学科			

本学の収容定員	物質化学工学科	Aコース	460	460	460
		Bコース	33	20	10
	機械システム工学科	Aコース	460	460	460
		Bコース	120	110	105
	電気電子工学科	Aコース	480	480	480
		Bコース	120	110	105
	情報科学科	Aコース	320	320	320
		Bコース	76	64	56
	応用生命システム工学科	Aコース	320	320	320
		Bコース	74	62	53
	計	Aコース	240	240	240
		Bコース	40	34	31
	計		2,743	2,680	2,640
	本学の収容定員		7,163	7,100	7,060

附 則

- この学則は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の山形大学学則第53条第3項の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年6月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第29条の規定にかかわらず、平成20年度から平成24年度までの、医学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
----	----	--------	--------	--------	--------	--------

医学部	医学科	610	620	630	640	650
	看護学科	260	260	260	260	260
	計	870	880	890	900	910
本学の収容定員		7,110	7,080	7,050	7,060	7,070

附 則

この学則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第29条の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までの、医学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医学科	630	650	670	690	710
	看護学科	260	260	260	260	260
	計	890	910	930	950	970
本学の収容定員		7,090	7,070	7,090	7,110	7,130

附 則

この学則は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 農学部生物生産学科、生物資源学科及び生物環境学科は、改正後の山形大学学部規則(以下「規則」という。)第1条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 平成22年3月31日に工学部及び農学部等に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、規則第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 規則第1条第2項の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までの、医学部、工学部及び農学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	医学科	655	680	705	730	745
	看護学科	255	250	250	250	250
	計	910	930	955	980	995
工学部	機能高分子工学科 Aコース	345	230	115		
	物質化学工学科 Aコース	345	230	115		
	Bコース	75	50	25		
	機械システム工学 Aコース	360	240	120		
	科 Bコース	75	50	25		
	電気電子工学科 Aコース	240	160	80		
	Bコース	36	24	12		
	情報科学科 Aコース	240	160	80		
	Bコース	33	22	11		
	応用生命システム Aコース	180	120	60		
	工学科 Bコース	21	14	7		
	機能高分子工学科	110	220	330		
	物質化学工学科	75	150	225		
	バイオ化学工学科	60	120	180		
	応用生命システム工学科	60	120	180		
	情報科学科	75	150	225		
	電気電子工学科	75	150	225		
	機械システム工学科	115	230	345		
	システム創成工学科	50	100	150		
	計	2,570	2,540	2,510		
農学部	生物生産学科	165	110	55		
	生物資源学科	150	100	50		
	生物環境学科	150	100	50		
	食料生命環境学科	155	310	465		
	計	620	620	620		
本学の収容定員		7,040	7,030	7,025	7,020	7,035

附 則(改廃規則第1号)

この規則は、平成23年2月9日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第4号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に工学部に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、山形大学学部規則第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年4月13日規則第1号)

この規則は、平成23年4月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年9月15日)

この規則は、平成23年9月15日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 地域教育文化学部の地域教育学科、文化創造学科及び生活総合学科は、改正後の山形大学学部規則(以下「規則」という。)第1条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成24年3月31日に地域教育文化学部 に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、規則第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 規則第1条第2項の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの、地域教育文化学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域教育文化学部	地域教育学科	240	160	80
	文化創造学科	225	150	75
	生活総合学科	255	170	85
	地域教育文化学科			
	児童教育コース	80	160	240
	異文化交流コース	20	40	60
	造形芸術コース	15	30	45
	音楽芸術コース	20	40	60
	スポーツ文化コース	20	40	60
	食環境デザインコース	35	70	105
	生活環境科学コース	25	50	75
	システム情報学コース	25	50	75
	小計	240	480	720
	計	960	960	960
本学の収容定員		7,025	7,020	7,035

附 則(平成24年6月13日)

この規則は、平成24年6月13日から施行する。

附 則(平成26年12月1日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月8日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月25日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月11日)

この規則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月23日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 人文学部の人間文化学科及び法経政策学科、地域教育文化学部地域教育文化学科の異文化交流コース、造形芸術コース、音楽芸術コース、スポーツ文化コース、食環境デザインコース、生活環境科学コース及びシステム情報学コース、理学部の数理科学科、物理学科、物質生命化学科、生物学科及び地球環境学科並びに工学部の機能高分子工学科、物質化学工学科、バイオ化学工学科、応用生命システム工学科、情報科学科及び電気電子工学科は、改正後の山形大学学部規則(以下「規則」という。)第1条の2第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科又はコースに在学する者が当該学科又はコースに在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の学科又はコースにおいて取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、規則第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、平成29年度から令和元年度までの人文学部、人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、工学部及び農学部の各学科の収容定員及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人文学部	人間文化学科	300	200	100
	法経政策学科	600	400	200
	(学部共通)	40	40	20
	計	940	640	320
人文社会科学部	人文社会科学科	290	580	890
	計	290	580	890
地域教育文化学部	地域教育文化学科			
	児童教育コース	320	320	320
	異文化交流コース	60	40	20

	造形芸術コース	45	30	15
	音楽芸術コース	60	40	20
	スポーツ文化コース	60	40	20
	食環境デザインコース	105	70	35
	生活環境科学コース	75	50	25
	システム情報学コース	75	50	25
	文化創生コース	95	190	285
	計	895	830	765
理学部	数理科学科	135	90	45
	物理学科	105	70	35
	物質生命化学科	135	90	45
	生物学科	90	60	30
	地球環境学科	90	60	30
	理学科	210	420	630
	計	765	790	815
工学部	機能高分子工学科	330	220	110
	物質化学工学科	225	150	75
	バイオ化学工学科	180	120	60
	応用生命システム工学科	180	120	60
	情報科学科	225	150	75
	電気電子工学科	225	150	75
	高分子・有機材料工学科	140	280	420
	化学・バイオ工学科	140	280	420
	情報・エレクトロニクス学科	150	300	450
	機械システム工学科	485	510	535
	建築・デザイン学科	30	60	90

	システム創成工学科	200	200	200
	計	2,510	2,540	2,570
農学部	食料生命環境学科	630	640	650
	計	630	640	650
本学の収容定員		7,030	7,020	7,010

附 則(平成30年1月22日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の2第2項の規定にかかわらず、平成30年度から令和元年度までの、医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度	令和元年度
医学部	医学科	120	120
	看護学科	60	60
	計	180	180
本学の入学定員		1,670	1,670

- 第1条の2第2項の規定にかかわらず、平成30年度から令和6年度までの、医学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	745	740	720	700	680	660	645
	看護学科	250	250	250	250	250	250	250
	計	995	990	970	950	930	910	895
本学の収容定員		7,015	7,000	6,970	6,950	6,930	6,910	6,895

附 則(平成31年1月11日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に農学部に在学する者が取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、改正後の規則第37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月2日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月16日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和3年度の医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和3年度
----	----	-------

医学部	医学科	113
	看護学科	60
	計	173
本学の入学定員		1,663

- 3 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和3年度から令和8年度までの、医学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医学部	医学科	708	688	668	653	638	638
	看護学科	250	250	250	250	250	250
	計	958	938	918	903	888	888
本学の収容定員		6,958	6,938	6,918	6,903	6,888	6,888

附 則(令和4年3月16日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和4年度
医学部	医学科	113
	看護学科	60
	計	173
本学の入学定員		1,663

- 3 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までの、医学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部	医学科	696	676	661	646	646	638
	看護学科	250	250	250	250	250	250
	計	946	926	911	896	896	888
本学の収容定員		6,946	6,926	6,911	6,896	6,896	6,888

附 則(令和4年12月21日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部及び本学の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和5年度
医学部	医学科	113
	看護学科	60
	計	173
本学の入学定員		1,663

- 3 第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの、医学部及び本学の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部	医学科	684	669	654	654	646	638
	看護学科	250	250	250	250	250	250
	計	934	919	904	904	896	888
本学の収容定員		6,934	6,919	6,904	6,904	6,896	6,888

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部及び社会共創デジタル学環の収容定員は、次のとおりとする。

学部等	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人文社会科学部	人文社会科学科	1,200	1,200	1,200
	計	1,200	1,200	1,200
		(10)	(20)	(30)
地域教育文化学部	地域教育文化学科			
	児童教育コース	320	320	320
	文化創生コース	320	320	320
	計	700	700	700
		(10)	(20)	(30)
理学部	理学科	840	840	840
	計	840	840	840
		(10)	(20)	(30)
社会共創デジタル学環		30	60	90

別表

学部	学科	免許状の種類	教科
人文社会科学部	人文社会科学科	中学校教諭1種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭1種免許状	国語，地理歴史，公民，英語
地域教育文化学部	地域教育文化学科		
	児童教育コース	幼稚園教諭1種免許状	
		小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	国語，社会，数学，理科，英語
		高等学校教諭1種免許状	国語，地理歴史，数学，理科，英語
		特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者に関する教育の領域)	
		(肢体不自由者に関する教育	

		の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
	文化創生コース	中学校教諭1種免許状	音楽，美術，保健体育
		高等学校教諭1種免許状	音楽，美術，保健体育
理学部	理学科	中学校教諭1種免許状	数学，理科
		高等学校教諭1種免許状	数学，理科
工学部	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科 情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科	高等学校教諭1種免許状	工業

(5) 山形大学学部規則の変更事項

1 変更の事由

山形大学に，社会共創デジタル学環を設置することとするため。

2 変更の概要

社会共創デジタル学環の設置に伴う本学の学士課程及び収容定員その他所要の規則の整備を行う。

(6) 山形大学学部規則(案) 新旧対照表

現行						改正後(案)					
(省 略)						(省 略)					
第1章 総則 (趣旨)						第1章 総則 (趣旨)					
第1条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第23条第2項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)の学部における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。						第1条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第23条第2項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)の学部及び学環(以下「学部等」という。))における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。					
(目的)						(目的)					
第1条の2 (省略)						第1条の2 (省略)					
2 各学部の目的、学科及び収容定員は、次のとおりとする。						2 各学部等の目的、学科、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。					
学部	目的	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	学部等	目的	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人文社会科学部	人文科学と社会科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探究力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる人文科学及び社会科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	人文社会科学科計	290 290	201 201	200 200	人文社会科学部	人文科学と社会科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探究力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる人文科学及び社会科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	人文社会科学科計	290 290 (10)	201 201	200 200 (40)
地域教育文化学部	地域における教育及び健康文化・芸術文化を構成する諸科学の教育・研究を通じて幅広い視野と探求力を教授して、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、	地域教育文化学科 児童教育コース 文化創生コース 計	80 95 175		320 380 700	地域教育文化学部	地域における教育及び健康文化・芸術文化を構成する諸科学の教育・研究を通じて幅広い視野と探求力を教授して、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、	地域教育文化学科 児童教育コース 文化創生コース 計	80 95 175 (10)		320 380 700 (40)

	地域課題の解決に独創性と柔軟性を発揮して取り組み、地域社会の自律的な発展に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。						地域課題の解決に独創性と柔軟性を発揮して取り組み、地域社会の自律的な発展に寄与する実践的な人材の育成を目的とする。				
理学部	自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	理学科計	210 210		840 840		理学部 自然科学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し、豊かな人間性に基づいた責任感と倫理観を持ち、社会の要請に対し、独創性と柔軟性をもって対応できる自然科学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	理学科計	210 210 (10)		840 840 (40)
医学部	生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究、医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき倫理観、責任感、使命感を持って対応できる医療人の育成を目的とする。	医学科 看護学科計	105 60 165		630 250 880	5 5	医学部 生命科学の基礎及び臨床分野の教育・研究、医療現場における実践教育を通して幅広い視野と探求力を教授し、医学・医療の進歩に対する貢献や地域医療の実践を通じて国民の健康を守るという社会の要請に対して、豊かな人間性に基づき倫理観、責任感、使命感を持って対応できる医療人の育成を目的とする。	医学科 看護学科計	105 60 165		630 250 880
工学部	自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし、	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科	140 140		560 560		工学部 自ら新分野を開拓する能力を育てる大学を理念とし、	高分子・有機材料工学科 化学・バイオ工学科	140 140		560 560

	人類の幸福のため広い視野と健全な価値観, 深い専門知識を持ち, 忍耐強く実践する力, 創造力, 自主的行動力, コミュニケーション力を有する技術者の育成を目的とする。	情報・エレクトロニクス学科 機械システム工学科 建築・デザイン学科 システム創成工学科 計	150 140 30 50 650	600 560 120 200 2,600				
農学部	農学の基礎的分野の教育・研究を通して幅広い視野と探求力を教授し, 豊かな人間性に基づいて責任感と倫理観を持ち, 社会の要請に対し, 独創性と柔軟性をもって対応できる農学の専門的素養を持った人材の育成を目的とする。	食料生命環境学科 計	165 165	660 660				
(新設)					社会共創デジタル学環	地域課題を俯瞰的に思考するための文理を横断した学際的な専門知識と論理的思考力, 地域の特性やニーズを捉えるデジタル活用能力, 及びビジネス・アントレプレナーシップの視点で多様な人々と協働できるマネジメント力を用いて, 地域課題の解決に貢献できる実践的能力を身に付けた人材を育成することを目的とする。	30	120
合計			1,655	256,880	合計		1,655	256,880

備考 工学部システム創成工学科は、主として夜間に授業を行う。

(省 略)

(在学期間)

第2条の2 (省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を各学部において定めることができる。
- 3 編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者は、第17条に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。
- (修業年限の通算)

第3条 第40条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学した場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部長は、修得単位数等に応じ、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

2 (省略)

(省 略)

(学期)

第5条 (省略)

- 2 前項に規定する前期の終期及び後期の始期は、学部等の事情により当該学部ごとに変更することができる。

(省 略)

(臨時の休業日)

第7条 臨時の休業日は、学長がその都度定める。ただし、3日以内の臨時休業については、学長の承認を得て、学部長が定めることができる。

2 (省略)

第4章 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(入学等)

第8条 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、

備考

- 1 工学部システム創成工学科は、主として夜間に授業を行う。
- 2 社会共創デジタル学環は、人文社会科学部、地域教育文化学部及び理学部との連携及び協力によって教育を実施する。
- 3 社会共創デジタル学環の入学定員及び収容定員は、人文社会科学部、地域教育文化学部及び理学部の入学定員及び収容定員の内数である。
- 4 括弧書きの数字は、社会共創デジタル学環の収容定員とする学部の収容定員で内数である。

(省 略)

(在学期間)

第2条の2 (省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を各学部等において定めることができる。
- 3 編入学、転入学、再入学又は転学部等若しくは転学科を許可された者は、第17条に規定する在学すべき期間の2倍を超えることができない。
- (修業年限の通算)

第3条 第40条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学した場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部等の長は、修得単位数等に応じ、相当期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は当該学部等の修業年限の2分の1を超えないものとする。

2 (省略)

(省 略)

(学期)

第5条 (省略)

- 2 前項に規定する前期の終期及び後期の始期は、学部等の事情により当該学部等ごとに変更することができる。

(省 略)

(臨時の休業日)

第7条 臨時の休業日は、学長がその都度定める。ただし、3日以内の臨時休業については、学長の承認を得て、学部等の長が定めることができる。

2 (省略)

第4章 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(入学等)

第8条 入学、編入学、転入学、再入学、転学、留学、

休学、復学(第20条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。)及び退学は、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が許可する。

(省 略)

(編入学)

第12条 (省略)

- 2 前項第3号に該当する者のうち、短期大学を卒業した者、若しくは前項第4号に該当する者は、当該学部の修業年限から、卒業(修了)した短期大学等の修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。
- 3 第1項第3号に該当する者のうち、高等専門学校を卒業した者は、当該学部の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。
- 4 第1項第5号に該当する者は、当該学部の修業年限から、修了した専修学校の専門課程又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。ただし、在学すべき期間は、1年を下ってはならない。
- 5 (省略)

(省 略)

(再入学)

第14条 本学を退学した者で、同じ学部^等に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

(省 略)

(編入学等における在学期間等)

第17条 編入学、転入学、再入学又は転学部若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間、修得科目及び修得単位数は、当該学部長の認定による。

(省 略)

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、学部長の意見を聞いて学長が除籍する。

(1)～(4) (省略)

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第26条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

休学、復学(第20条の規定に基づき休学を許可された者で休学期間が満了した場合を除く。)及び退学は、当該学部^等教授会の意見を聴いた上で、学長が許可する。

(省 略)

(編入学)

第12条 (省略)

- 2 前項第3号に該当する者のうち、短期大学を卒業した者、若しくは前項第4号に該当する者は、当該学部^等の修業年限から、卒業(修了)した短期大学等の修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。
- 3 第1項第3号に該当する者のうち、高等専門学校を卒業した者は、当該学部^等の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。
- 4 第1項第5号に該当する者は、当該学部^等の修業年限から、修了した専修学校の専門課程又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間とする。ただし、在学すべき期間は、1年を下ってはならない。
- 5 (省略)

(省 略)

(再入学)

第14条 本学を退学した者で、同じ学部^等に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

(省 略)

(編入学等における在学期間等)

第17条 編入学、転入学、再入学又は転学部^等若しくは転学科を許可された者の在学すべき期間、修得科目及び修得単位数は、当該学部^等の長の認定による。

(省 略)

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、学部^等の長の意見を聞いて学長が除籍する。

(1)～(4) (省略)

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第26条 教育課程は、本学、学部^等及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成)

第27条 (省略)

2～4 (省略)

5 専門教育科目の授業は、各学部が行う。

(授業科目及び単位数)

第28条 (省略)

2 専門教育科目の授業科目及び単位数は、各学部の定めるところによる。

(省 略)

(多様なメディアによる授業)

第30条 (省略)

2 (省略)

3 前2項の授業の方法により修得し、各学部で定める卒業の要件の単位数に含めることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位数の計算方法)

第31条 (省略)

2・3 (省略)

4 専門教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は、第1項及び第2項の規定に基づき、各学部の定めるところによる。

(省 略)

(他大学等における修得単位の認定)

第35条 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (省略)

3 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 (省略)

(入学前の学修成果の認定)

第36条 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入

2 教育課程の編成に当たっては、学部等及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成)

第27条 (省略)

2～4 (省略)

5 専門教育科目の授業は、各学部等が行う。

(授業科目及び単位数)

第28条 (省略)

2 専門教育科目の授業科目及び単位数は、各学部等の定めるところによる。

(省 略)

(多様なメディアによる授業)

第30条 (省略)

2 (省略)

3 前2項の授業の方法により修得し、各学部等で定める卒業の要件の単位数に含めることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位数の計算方法)

第31条 (省略)

2・3 (省略)

4 専門教育科目の各授業科目の単位数の計算方法は、第1項及び第2項の規定に基づき、各学部等の定めるところによる。

(省 略)

(他大学等における修得単位の認定)

第35条 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (省略)

3 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 (省略)

(入学前の学修成果の認定)

第36条 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に

学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 教育上有益と認めるとき、当該学部長は、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 3 (省略) (省 略) 第7章 卒業及び学位 (卒業) 第38条 第2条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。 (省 略) (特別聴講学生) 第42条 本学と協定を締結している他大学等又は外国の大学若しくは短期大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該学部教授会等の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可することがある。 2・3 (省略) (省 略) (懲戒) 第65条 本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学部教授会の意見を聴いた上で、学長が懲戒する。 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。 (省 略)	入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 教育上有益と認めるとき、当該学部等の長は、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 3 (省略) (省 略) 第7章 卒業及び学位 (卒業) 第38条 第2条に規定された期間以上在学し、所定の授業科目を履修し単位を修得した者に、当該学部等教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。 (省 略) (特別聴講学生) 第42条 本学と協定を締結している他大学等又は外国の大学若しくは短期大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該学部等教授会等の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可することがある。 2・3 (省略) (省 略) (懲戒) 第65条 本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、当該学部等教授会の意見を聴いた上で、学長が懲戒する。 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。 (省 略) 附 則 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 2 改正後の規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部及び社会共創デジタル学環の収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>学部等</th><th>学科</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td rowspan="2">人文社会科学部</td><td>人文社会科学科</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr><tr><td>計</td><td>1,200 (10)</td><td>1,200 (20)</td><td>1,200 (30)</td></tr><tr><td>地域教育文化学部</td><td>地域教育文化学科</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>児童教育</td><td>320</td><td>320</td><td>320</td></tr></table>	学部等	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度	人文社会科学部	人文社会科学科	1,200	1,200	1,200	計	1,200 (10)	1,200 (20)	1,200 (30)	地域教育文化学部	地域教育文化学科					児童教育	320	320	320
学部等	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度																					
人文社会科学部	人文社会科学科	1,200	1,200	1,200																					
	計	1,200 (10)	1,200 (20)	1,200 (30)																					
地域教育文化学部	地域教育文化学科																								
	児童教育	320	320	320																					

別表 （省略）		コース			
		文化創生	320	320	320
		コース			
		計	700	700	700
			(10)	(20)	(30)
	理学部	理学科	840	840	840
		計	840	840	840
			(10)	(20)	(30)
	社会共創		30	60	90
	デジタル				
	学環				
別表 （省略）					

(7) 山形大学学位規程(案)

昭和54年4月21日

全部改正

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 学士の学位授与(第5条・第6条)

第3章 修士の学位授与(第7条—第16条)

第4章 博士の学位授与

第1節 課程による博士(第17条—第26条)

第2節 論文審査等による博士(第27条—第38条)

第5章 教職修士(専門職)の学位授与(第39条—第42条)

第6章 雑則(第43条—第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。)第13条第1項、山形大学学部規則(以下「学部規則」という。)第39条第2項及び山形大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)第23条第2項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学位の名称)

第4条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「山形大学」と付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第6条 学長は、学部規則第38条の規定に基づき、卒業を認定した者に所定の学位記を交付して学士の学位を授与する。

第3章 修士の学位授与

(修士の学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士前期課程(以下「修士課程」という。)を修了した

者に授与する。

(修士に係る学位論文の提出)

第8条 修士の学位論文(大学院規則第19条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。

以下同じ。)は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

2 前項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第9条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第10条 削除

(審査委員)

第11条 研究科長は、第8条の規定による学位論文を受理したとき又は大学院規則第19条第3項に規定する試験及び審査(以下「特定審査」という。)を行うときは、学位論文内容又は特定審査に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第12条 修士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終わった後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(特定審査)

第12条の2 特定審査は、博士前期課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は特定審査を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第14条 研究科長は、大学院規則第19条の規定に基づき、修士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。

この場合において、当該研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して修士の学位を授与する。

第4章 博士の学位授与

第1節 課程による博士

(博士の学位授与の要件)

第17条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

(課程による博士に係る学位論文の提出)

第18条 課程による博士の学位論文は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

2 前項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第19条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第20条 削除

(審査委員)

第21条 研究科長は、第18条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第22条 課程による博士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終った後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(審査委員の報告)

第23条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第24条 研究科長は、大学院規則第20条又は第21条の規定に基づき、博士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第25条 研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。

この場合において、当該研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第26条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して博士の学位を授与する。

第2節 論文審査等による博士

(論文審査等による博士の学位)

第27条 第17条の規定によるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(論文による学位授与の申請)

第28条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書(別記様式1)に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程(医学系研究科先進的医科学専攻及び看護学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科にあっては博士後期課程)に標準修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

3 第1項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

5 第1項の学位論文審査手数料の額は、山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第29条 前条の規定により受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても返付しない。

第30条 削除

(審査委員)

第31条 研究科長は、第28条第1項の申請を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び学力の確認を行うとともに、学長に学位申請書等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学力の確認)

第32条 第27条の規定により博士の学位の授与を申請した者に課す学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻学術及び外国語について、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合において、外国語については原則として2種類を課するものとする。

(学力確認の特例)

第33条 第27条の規定により博士の学位の授与を申請した者が、本学大学院の博士課程(医学系研究科先進的医科学専攻及び看護学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科にあっては博士後期課程)に所定の標準修業年限以上在学し所定の単位を修得した者であるときは、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第34条 第27条の規定による博士の学位論文の審査及び学位授与に係る学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第35条 審査委員は、学位論文の審査及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第36条 研究科長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第37条 研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、当該研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第38条 学長は、学位論文の審査に合格し、かつ、学力が確認された者に所定の学位記を交付して博士の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

第5章 教職修士(専門職)の学位授与

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第39条 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(教育実践研究科委員会の意見聴取)

第40条 教育実践研究科長は、大学院規則第22条の規定に基づき、教職修士(専門職)の学位を授与すべきか否かについて、教育実践研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第41条 教育実践研究科長は、前条の意見聴取の結果について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して教育実践研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、教育実践研究科委員会は、再審査を行い、その結果を研究科長は遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第42条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を交付して教職修士(専門職)の学位を授与する。

第6章 雑則

(学位授与の報告)

第43条 学長は、第26条及び第38条の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第44条 本学は、博士の学位を授与したときは、省令第8条の規定に基づき、学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第45条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に公表しているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により公表する場合には、「山形大学審査学位論文」又は「山形大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第46条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の意見を聴い

た上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第47条 学位記の様式は、別記様式2のとおりとする。

(その他)

第48条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長、当該学環長又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月21日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和59年4月12日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年4月21日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成3年7月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
- 2 山形大学学則の一部を改正する学則(平成3年7月24日制定。以下「改正学則」という。)の施行の際、現に改正学則による改正前の山形大学学則第51条の規定により学士の称号を有する者は、改正後の山形大学学位規則第3条の規定により学士の学位を有する者とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成5年5月12日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規則の規定にかかわらず、平成4年度以前に工学研究科に入学した者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 第5条第2項の規定による工学研究科の博士の学位の授与は、当該研究科の博士課程を最初に修了した者に対し学位を授与した後に行うものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規則の規定にかかわらず、平成7年度以前に人文学部に入学した者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月14日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学学位規則の規定にかかわらず、平成11年3月31日に理学研究科に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学学位規則の規定にかかわらず、平成12年度以前に人文学部に入学した者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学学位規則の規定にかかわらず、平成17年3月31日に教育学部に在学する者の学位授与の取扱いについてはなお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学学位規則の規定にかかわらず、平成18年3月31日に人文学部に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、平成22年3月31日に農学部並びに理工学研究科の有機デバイス工学専攻(博士後期課程)、物質生産工学専攻、システム情報工学専攻及び生体センシング機能工学専攻に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、平成24年3月31日に地域教育文化学部(在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月8日)

- 1 この規程は、平成25年5月8日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規程第44条及び第45条の規定は、平成25年5月8日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月28日)

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

附 則(平成28年1月25日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表「博士の学位(論文審査等による博士)」の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、平成28年3月31日に理工学研究科博士前期課程の機能高分子工学専攻及び有機デバイス工学専攻並びに同研究科博士後期課程の有機材料工学専攻に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年1月23日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、平成29年3月31日に人文学部、地域教育文化学部(地域教育文化学科の異文化交流コース、造形芸術コース、音楽芸術コース、スポーツ文化コース、食環

境デザインコース，生活環境科学コース，システム情報学コース)，理学部，工学部(機能高分子工学科，物質化学工学科，バイオ化学工学科，応用生命システム工学科，情報科学科，電気電子工学科)，医学系研究科博士前期課程の生命環境医科学専攻，同研究科博士後期課程の生命環境医科学専攻及び理工学研究科博士前期課程の数理科学専攻，物理学専攻，物質生命化学専攻，生物学専攻，地球環境学専攻に在学する者の学位授与の取扱いについては，なお従前の例による。

附 則(平成31年1月11日)

- この規程は，平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年3月31日に博士課程教育リーディングプログラムを履修している者については，なお従前の例による。

附 則(令和2年12月16日)

- この規程は，令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず，令和3年3月31日に社会文化システム研究科修士課程(文化システム専攻，社会システム専攻)，地域教育文化研究科修士課程(臨床心理学専攻，文化創造専攻)，理工学研究科博士前期課程(物質化学工学専攻，バイオ化学工学専攻，応用生命システム工学専攻，情報科学専攻，電気電子工学専攻，ものづくり技術経営学専攻)及び農学研究科修士課程(生物生産学専攻，生物資源学専攻，生物環境学専攻)に在学する者の学位授与の取扱いについては，なお従前の例による。

附 則(令和3年3月18日)

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日)

- この規程は，令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定にかかわらず，令和5年3月31日に理工学研究科博士後期課程(物質化学工学専攻，バイオ工学専攻，電子情報工学専攻，機械システム工学専攻，ものづくり技術経営学専攻)に在学する者の学位授与の取扱いについては，なお従前の例による。

附 則

- この規程は，令和7年4月1日から施行する。

別表

学士の学位

学部	学科	履修コース	学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士(文学)
		グローバル・スタディーズコース	学士(学術)

		総合法律コース	学士(法学)
		地域公共政策コース	学士(政策科学)
		経済・マネジメントコース	学士(経済学)
地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士(教育学)
		文化創生コース	学士(学術)
理学部	理学科		学士(理学)
医学部	医学科		学士(医学)
	看護学科		学士(看護学)
工学部	高分子・有機材料工学科		学士(工学)
	化学・バイオ工学科		
	情報・エレクトロニクス学科		
	機械システム工学科		
	建築・デザイン学科		
	システム創成工学科		
農学部	食料生命環境学科		学士(農学)
社会共創デジタル学環			学士(社会共創学)

修士の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
社会文化創造研究科	社会文化創造専攻	修士課程	修士(文学)
			修士(政策科学)
			修士(臨床心理学)
			修士(学術)
医学系研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士前期課程	修士(医科学)
理工学研究科	理学専攻	博士前期課程	修士(理学)
	化学・バイオ工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	情報・エレクトロニクス専攻		
	建築・デザイン・マネジメント専攻		
	機械システム工学専攻		

有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士前期課程	修士(工学)
農学研究科	農学専攻	修士課程	修士(農学)

博士の学位(課程による博士)

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	医学専攻	博士課程	博士(医学)
	看護学専攻	博士後期課程	博士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士後期課程	博士(医科学)
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	博士後期課程	博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
	先進工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士後期課程	博士(工学)

博士の学位(論文審査等による博士)

研究科	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	博士(医学)
	博士(看護学)
	博士(医科学)
理工学研究科	博士(理学)
	博士(工学)
	博士(学術)
有機材料システム研究科	博士(工学)

教職修士(専門職)の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育実践研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

別記様式1(第28条関係)

年 月 日

山形大学長 殿

本 籍
氏 名

学 位 申 請 書

貴学学位規程第28条第1項の規定により博士(〇〇)の学位を受けたいので、学位論文に下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 論文目録
- 2 論文内容要旨
- 3 履歴書

別記様式2(第47条関係)

(第6条の規定により授与する学位記の様式)

〇〇第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学 を卒業したので学士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

(第16条の規定により授与する学位記の様式)

〇修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を 修了したので修士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

○修第	号
学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 （大 学 印）	

（第26条の規定（博士課程 5 年一貫教育プログラムを除く。）により授与する学位記の様式）

○博甲第	号
学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 （大 学 印）	

(第26条の規定により博士課程 5 年一貫教育プログラムを修了した者に授与する学位記の様式)

○博甲第	号
学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程 を修了したので博士(○○)の学位を授与する (博士課程 5 年一貫教育プログラム「○○○○」 を修了)	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

(第38条の規定により授与する学位記の様式)

○博乙第	号
学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験 に合格したので博士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 (大 学 印)	

(第42条の規定により授与する学位記の様式)

教専第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院教育実践研究科教職実践専攻の専門職 学位課程を修了したので教職修士（専門職）の学位 を授与する	
年 月 日	
山 形 大 学 （大 学 印）	

別記様式1(第28条関係)

別記様式2(第47条関係)

（８）山形大学学位規程の変更事項

1 変更の事由

山形大学に，社会共創デジタル学環を設置することとするため。

2 変更の概要

社会共創デジタル学環における学士の学位に付記する専攻分野の名称について，次の表のとおりとする。

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部等	学位の種類及び 専攻分野の名称
社会共創デジタル学環	学士（社会共創学）

(9) 山形大学学位規程(案) 新旧対照表

現行				改正後(案)			
(省 略)				(省 略)			
(その他)				(その他)			
第48条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。				第48条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長、 <u>当該学環長</u> 又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。			
(省 略)				(省 略)			
別表 学士の学位				<u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>			
学部	学科	履修コース	学位の種類及び専攻分野の名称	学部等	学科	履修コース	学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士(文学)	人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士(文学)
		グローバル・スタディーズコース	学士(学術)			グローバル・スタディーズコース	学士(学術)
		総合法律コース	学士(法学)			総合法律コース	学士(法学)
		地域公共政策コース	学士(政策科学)			地域公共政策コース	学士(政策科学)
		経済・マネジメントコース	学士(経済学)			経済・マネジメントコース	学士(経済学)
地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士(教育学)	地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士(教育学)
		文化創生コース	学士(学術)			文化創生コース	学士(学術)
理学部	理学科		学士(理学)	理学部	理学科		学士(理学)
医学部	医学科		学士(医学)	医学部	医学科		学士(医学)
	看護学科		学士(看護学)		看護学科		学士(看護学)
工学部	高分子・有機材料工学科		学士(工学)	工学部	高分子・有機材料工学科		学士(工学)
	化学・バイオ工学科				化学・バイオ工学科		
	情報・エレクトロニクス学科				情報・エレクトロニクス学科		
	機械システム工学科				機械システム工学科		
	建築・デザイン学科				建築・デザイン学科		
	システム創成				システム創成		

	工学科				工学科		
農学部	食料生命環境学科		学士(農学)	農学部	食料生命環境学科		学士(農学)
(新設)			(新設)	社会共創デジタル学環			学士(社会共創学)
(省 略)				(省 略)			

(趣旨)

第1条 山形大学社会共創デジタル学環教授会(以下「教授会」という。)の運営については、山形大学学部教授会規程(以下「規程」という。)で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 教授会は、学環長並びに山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学環に配置された教授、准教授、講師及び助教(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 教授会には、前項に規定する者のほか、学術研究院規程第8条第2項に基づく副担当として本学環に配置された教授、准教授、講師及び助教のうち、学環長が認めた者を構成員に加えることができる。

(役割)

第3条 教授会は、規程第2条第1項及び山形大学学部教授会に関する細則第2条に規定する事項について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学環長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学環長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(開催)

第4条 教授会は、原則として毎月1回一定の日時に開催する。ただし、学環長が特に必要があると認めた場合は、臨時に開催することができる。

2 学環長は、5分の1以上の者が連名で議題を示して招集を求めたときは、臨時に開催しなければならない。

(議長)

第5条 学環長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 学環長に事故があるときは、学環長の指名する教授が、その職務を代行する。

(成立)

第6条 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 前項に規定する構成員とは、構成員のうちから公務及び止むを得ない事情によって、教授会に出席できない者を除いたものをいう。

(議案)

第7条 教授会の議案は、学環長が定める。

2 教授会構成員は、3人以上の連署をもって、学環長に議案を提出することができる。ただし、教授会開催日の7日前までに届け出なければならない。

3 学環長は、教授会の議案を教授会開催日の7日前まで構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(議決)

第8条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の協力)

第9条 学環長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の設置)

第10条 教授会の円滑かつ効率的な運営を図るため、教授会に委員会を置くことができる。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(議事録)

第11条 教授会に、議事録を備え、議事進行の過程及び決議事項を記録し、教授会の確認を受けるものとする。

2 議事録は、学環長が保管する。

(議事次第等の公表)

第12条 学環長は、個人情報等の取扱いに十分留意した上で、議事次第等をインターネットの利用により公表するものとする。

(代議員会)

第13条 教授会は、規程第9条第1項の規定に基づき、教授会の構成員のうち一部の者をもって組織される代議員会を置くことができる。

2 教授会は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。

3 代議員会の組織、権限、議事及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関する必要な事項は、学環長が学長の承認を得て定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。